

障がい者雇用数の水増し問題の原因究明と法定雇用率の達成を求める意見書

障害者基本法及び障害者雇用促進法では、障がい者の社会参加や雇用の促進等について国及び地方公共団体における責務を明らかにするとともに、その義務を定めている。

しかし、率先して法を遵守すべき国の関係省庁や神奈川県行政機関において、障がい者の雇用数を不適切な処理により水増ししていたことが明らかとなった。国の指針に反し、障害者手帳を持たない人などを障がい者として算定していた。これは、障がい者の雇用促進や自立及び社会参加の機会を喪失し得る重大な問題であり、社会全体の取り組みに水を差す事態と言わざるを得ない。

よって、本市議会は、国や神奈川県に対し、障がい者雇用数の水増し問題の原因究明及び再発防止策の策定と法定雇用率を達成するための措置を速やかに実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

内閣総理大臣
総務大臣殿
厚生労働大臣
神奈川県知事

座間市議会議長 上 沢 本 尚